

7. 対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

7.1 本事業に必要な許認可等

本事業に必要な許認可等は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 主要な許認可等の種類

許認可等の種類	根拠法令
路外駐車場設置の届出	駐車場法第 12 条
土地の形質の変更に係る報告・届出	土壤汚染対策法第 4 条第 1 項 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5 第 1 項
自動車ターミナル事業の許可	自動車ターミナル法第 3 条
分別解体等の実施に係る対象建設工事の届出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項